



年管管発0607第5号
平成23年6月7日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号）の施行については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇児発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。）により通知したところであるが、標記の請求があった場合の取扱いについては、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい。

記

1 対象となる給付の範囲

この特例の対象となる「死亡に係る給付」とは、以下のとおりであること。

(1) 厚生年金保険法関係

- ① 未支給の保険給付（厚生年金保険法第37条）
- ② 遺族厚生年金（厚生年金保険法第58条）

(2) 国民年金法関係

- ① 未支給の給付（国民年金法第19条）
- ② 遺族基礎年金（国民年金法第37条）
- ③ 寡婦年金（国民年金法第49条）
- ④ 死亡一時金（国民年金法第52条の2）

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第5条による改正前の船員保険法（以下「昭和60年改正前船員保険法」という。）関係

- ① 未支給の保険給付（昭和60年改正前船員保険法第27条の2）
- ② 遺族年金（昭和60年改正前船員保険法第50条。同法第50条の4の規定により転給される場合に限る。）

2 死亡の推定について

- (1) 東北地方太平洋沖地震（以下「震災」という。）により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して三か月間分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の①及び②に掲げる書類により確認すること。
 - ① 震災により行方不明となったことの申立書
 - ② 次のアからエのいずれかの書類
 - ア 法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書
 - イ 行方不明者であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類
 - ウ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書
 - エ その他これらに準じる書類
- (2) 震災により行方不明となった者の死亡が震災発生日の翌日から起算して三か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡時期が分からぬ場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等のほか、2(1)①及び②に掲げる書類により確認すること。

3 死亡が推定された者が厚生年金保険及び国民年金の受給権者又は被保険者の場合の取扱い

- (1) 受給権者の場合
死亡が推定された者が受給していた年金に係る死亡届の提出を求め、当該死亡届に基づき失権処理を行ったうえで、死亡に係る給付の裁定を行うこと。
- (2) 厚生年金保険の被保険者の場合
 - ① 死亡の推定により死亡に係る給付の請求のあった被保険者に係る資格喪失届が提出されていない場合については、事業主等より、死亡を事由とする資格喪失届を提出するよう請求者に説明すること。なお、必要に応じて年金事務所等より事業主等に対して資格喪失届の提出を依頼するなど弾力的な運用をすること。
 - ② 事業主等と連絡をとることができず、①により資格喪失届を提出することが困難である場合については、上記2により行方不明者であることを確認し、年金事務所等において職権により資格喪失処理を行って差し支えないこと。

③ 事業主等が3月11日以降、被保険者が震災により行方不明となったこと等の理由により、資格喪失届を提出していた被保険者について、死亡に係る給付の請求が行われた場合には、上記2により行方不明者であることを確認し、年金事務所等において職権により、資格喪失年月日及び喪失事由の訂正処理を行って差し支えないこと。

④ 当該行方不明者に係る資格喪失年月日は平成23年3月12日とすること。

(3) 国民年金の被保険者の場合

死亡に係る給付の請求に基づき、死亡を事由とする資格喪失処理を行うこと。なお、当該行方不明者に係る死亡年月日は、平成23年3月11日とすること。

4 死亡の事実に関する事後確認

2 (1) の場合において、死亡の推定により裁定がなされた者については、適正な年金支給の観点から、死亡が推定される日から概ね1年を経過した時点において、年金事務所等の職員が公用請求により戸籍謄本等を取得し、死亡の届出が行われているか確認すること。

確認の結果、死亡の届出が確認できない場合には、地方厚生（支）局長の認可を受け、被災者の死亡の事実について調査を行うこと。

また、この調査に対して命令に従わず、又は質問に応じなかったときは年金の支給を停止すること。

5 死亡推定後に生存が判明した場合の取扱い

死亡推定後に当該行方不明者の生存が判明した場合は、死亡推定を前提として裁定された給付の取消処理を行い、既に支給された給付がある場合には、その返納を求めること。

また、被保険者記録は死亡推定による補正前の状態に戻すこととし、還付された保険料がある場合には返納を求めるこ。